

## 平成28年度第2回野田市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 日 時 平成29年2月22日（水）午後6時30分から午後7時45分まで
- 2 場 所 野田市役所2階中会議室1・2
- 3 議 題 （1）平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
（2）平成29年度野田市国民健康保険特別会計予算状況について  
（3）野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について  
（4）その他
- 4 出席委員 柳久之会長、遠藤正委員、直井治委員、渡邊康子委員、石原和子委員、関根通子委員、谷口勲委員、横田和夫委員、田中かよ子委員、児玉雅仁委員、竹澤浩美委員  
以上11名委員出席
- 5 欠席委員 西村光子委員、古山まり子委員、中村ちひろ委員、渡邊隆委員  
以上4名委員欠席
- 6 当局 今村繁副市長、岡田昭市民生活部長、五十嵐正人国保年金課長、富山勝之保健センター長、倉持博俊収税課長、代田明洋収税課長補佐、山田充子国保年金課主幹（兼）課長補佐、岡田尚子国保年金課国保給付係長
- 7 傍聴者 1名
- 8 議事

### 市民生活部長

開会の言葉

本日の会議内容について及び傍聴者が1人いる旨並びに会議の録音の了承願いを述べた後、野田市国民健康保険条例施行規則第5条第4項の規定により、議長が会長である旨を説明

### 柳会長

効率的な会議運営に努めたい旨の挨拶後、平成28年度第2回野田市国民健康保険運営協議会開会宣言  
会議前に、副市長に挨拶依頼

### 今村副市長

これまでは市長が出席していたが、今後は、事務局の一員として皆さんの意見をお聞きするため私自身が出席する旨及び本日の議題、来年度の見通しなどについて挨拶。

### 柳会長

挨拶への礼を述べた後、委員15名中4名が欠席であるが、野田市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、過半数の委員の出席をもって会議は成立している旨の宣言

会議録の署名人を施行規則第9条の規定により会長が遠藤委員、竹澤委員を指名

議題（1）平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について事務局に説明を求める。

### 国保年金課長

議題（1）平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、歳入の繰入金、保険基盤安定繰入金について、9,186万9,000円の増額補正と同額を歳出の予備費に補正をしようとするもの。保険基盤安定繰

入金は、市町村国保の財政の安定的な運営化を図るため、保険税の軽減世帯数などに応じた保険料軽減分及び保険者支援分の2つを合わせた財政支援制度で、国、県、市が所定の負担割合により国保を支援するもの。国、県負担分は合わせて4分の3で、一般会計に歳入され、それに市負担分4分の1を合わせて国民健康保険特別会計に繰り入れるもの。

本件補正については、国と県により対象事業費が決定されたことを受けての補正である。

柳会長

説明への礼と質疑について

詳細については、分かりにくいところがあるが、この対象事業はいつ報告し、いつ県からの査定があり、今回の補正になったのか。

国保年金課長

本件については、保険料軽減分の実績報告をし、その実績報告を国、県で事業費として確認をした上で額の決定し、実際の金額については2月になってから通知されたものである。

柳会長

慣習としてそういう動きになっているのか。

国保年金課長

今回は、金額が大きく一般会計の負担も大きいことから補正が必要になるが、金額が小さければ予備費充当という方法もある。

柳会長

了解。ほかに質疑は。

[ 特に無し ]

柳会長

以上で質疑を終了する。

議題(1)平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、事務局の説明のとおりで異議はないか。

[ 異議無し ]との声有り

柳会長

議題(1)平成28年度野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については了承された。

次に、議題(2)平成29年度野田市国民健康保険特別会計予算状況について事務局に説明を求める。

国保年金課長

議題(2)平成29年度野田市国民健康保険特別会計予算状況について、平成28年度の4月から1月までの保険給付費の支払状況を平成26年度、平成27年度の同時期の数字と比較している。平成28年度の保険給付費の退職分は、前年同期比で31.91%の減となっている。これは平成26年度末をもって退職者医療制度が終了し、新規の加入者がいなくなっていることから、減少しているもの。

一般の計は1.9%の減であるが、被保険者数は減少傾向にある中、保険給付費が高くなりがちな前期高齢者が一般に区分されることから、減少は僅かな数字となっている。

被保険者数の総数は、平成29年度見込みは平成27年度より約1,841人減少している。

次に、前期高齢者を平成 29 年度見込みは平成 27 年度より 127 人の増となっている。退職を同じく比較すると、467 人の大幅な減となっている。平成 28 年度の決算見込みについては、4 月から 1 月の保険給付費の支払い状況を参考にしつつ、被保険者の増減等も鑑みて、決算見込みを立てており、9 億 9,272 万円の決算剰余金を見込んでいる。

また、国民健康保険税については、前年度比で 4.38%の減、被保険者全体が減っていることと、所得負担能力の低い前期高齢者が増えていることから、賦課額全体が下がってきていることが挙げられる。

次に、歳入の療養給付費交付金の 10.38%の減については、退職者医療制度の保険給付費の財源として交付される交付金であることから、退職被保険者数の減少とともに、この歳入も減少している。

次に、前期高齢者交付金の 3.46%の増は、前期高齢者が増えていることから、この財源調整に当たる歳入の交付金も増額となっている。

次に、歳出について、保険給付費の一般と退職については、支払い状況を参考にしつつ見込んでいる。そのほかの歳出については、国や社会保険診療報酬支払基金などからの決定額を受けて決算を見込んでいる。

以上、平成 28 年度の決算見込みでは 9 億 9,272 万円の決算剰余金を見込んでいるが、歳入の内訳で見ると平成 28 年度の基金繰入金歳入のところで 5 億 9,300 万円、前年度からの繰越金が 3 億 3,041 万 7,000 円で、合計 9 億 2,341 万 7,000 円となっていることから、28 年度の実質的な黒字は約 7,000 万円となる。

なお、この決算剰余金と財政調整基金の残高を活用することで、29 年度は保険税率の改正を回避できる収支状況と見込んでいる。

平成 29 年度国民健康保険特別会計予算（案）については、平成 28 年度の決算見込みを参考としながら見積りを行っている。

まず、前年度の決算剰余金と基金の整理について、28 年度の決算剰余金 9 億 9,272 万円については、条例により 2 分の 1 以上を基金に積むこととされていることから、29 年度予算の収支バランスを見つつ、3 分の 2 の 6 億 6,000 万円を基金に積み立て、残り約 3 分の 1 の 3 億 3,272 万円を 29 年度の前年度繰越金とすることとしている。これにより、28 年度末の基金残高 9 億 6,876 万円に平成 28 年度決算剰余見込みからの積立金 6 億 6,000 万円、29 年度の利子収入 9 万 7,000 円を加え、29 年度中の取り崩しに当たる 4 億 5,000 万円の繰入金を差し引いたところ、29 年度末残高については 11 億 1,885 万 7,000 円となる見込みである。

続いて、平成 29 年度の予算のうち、主なものについて。

まず、歳入の国民健康保険税は、冒頭で申し上げたとおり、被保険者数の減少と負担能力の低い高齢者の増により、全体としては前年度比で 2.08%の減と見積っている。また、前期高齢者交付金については、前期高齢者の被保険者数の増加から 8.16%の増と見ている。

次に、繰入金のその他繰入金については、前年度比 25%のマイナスと見ている。一般会計の繰入金のうち、その他繰入金が 1 億 5,000 万円と減少しているが、これについては、平成 29 年度予算の一般会計からの国保特会に対する制度外繰入金の縮減に関連して説明する。

医療費が高いとされる高齢者が多いことや所得の少ない者が多く加入する国保の構造的課題のため、野田市では本来は好ましくない一般会計からの制度外繰り入れを実施してきたこと。国は制度外繰り入れは行うべきではないとしてきたこと。

こうした課題を抱える国保について、国は新たに1,700億円を投じて広域化を進めることとした。

国は平成30年度からの広域化にあたっては、事業運営の基本となる国保運営方針、これに制度外繰入れの解消、削減を図られるよう、実効性のある取組を求めたことを規定すること。

これを受けて、1,700億円により、野田市の繰入金がどう変化したか、29年度予算においてどうしようとしているかであるが、平成27年度から実施された1,700億円の国費投入による保険者支援制度により、国民健康保険特別会計の一般会計からの繰入金は、前年度比で約2億円の増となった。この保険者支援制度の財源として、市の一般会計が4分の1を負担することとされていることから、市の一般会計負担が5,000万円の増となっている。

一方、国は国保運営方針ガイドラインにおいて、この保険者支援制度を使って決算補填目的の制度外繰入れを計画的、段階的な解消、削減を図ることとしている。

以上のことから平成29年度予算では、これまで実施してきた決算補填目的の一般会計制度外繰入金2億円のうち、5,000万円を削減したいとするもの。

なお残る一般会計の制度外繰り入れ1億5,000万円については、決算補填目的の制度外繰り入れに対する千葉県内統一の考え方が規定される千葉県国民健康保険運営方針にて29年度中に決定されると聞いている。この内容を見極めたいと考えている。

縮減とさせていただいているが、内容としては従来姿、一般会計からの負担は2億円という形に戻したいということになる。残りの1億5,000万円の歳入については、先ほど申し上げた今後決定される県の国保運営方針を見極めた上で対応を考えていきたい。

続いて、歳出の説明をする。

歳出の保険給付費では、退職分の小計では前年度比で17.22%の減、一般分の小計では前年度比で1.67%の増と見ている。また、金額は大きくないが、出産育児諸費のところ、これは出産育児一時金のことであるが、これまでの実績を精査し21.74%の減と見積もっている。なお、決算ベースでは僅かながら減少傾向が見られる保険給付費ではあるが、歳出予算においては保険給付費の上振れに対応出来るよう、予算化しているところであり、保険給付費全体、合計の増減率については0.99%の伸びを見ている。

その他の歳出、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などについては、国の予算通知、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会からの資料に基づき精査をして、予算を見積っている。

次に、歳入歳出の構成比に着目した説明をすると、歳出では、保険給付費の計において、構成比が28年度62.99%となっているが、こちらが29年度になると63.24%と0.25%ほど伸びている。

一方、歳入の国保税は28年度が19.27%、29年度については18.76%と構成比が0.51%下がり、代わりに前期高齢者、前年度が26.53%、29年度は28.53%と2%伸びている。こちらについては、前期高齢者が増えて保険税収入が落ちていく分、前期高齢者の交付金が伸びてくるといった前期高齢者が増えていくことによる影響が予算構成比にも出ている。

最後に、平成29年度の国民健康保険特別会計予算(案)は、前年度比1億3,690万円増の234億5,500万円で、前年度比0.59%の増となっている。

説明は以上

柳会長 説明への礼と質疑について

田中委員 先ほどの一般会計の部分の最後に2億円に戻すというような説明があったかと思うが、予算額は1億5,000万円ですね。

国保年金課長 戻すという表現で説明したが、その他繰入金で28年度については2億円、29年度については1億5,000万という形で、5,000万減らした予算になっている。1億5,000万円に減っているけれど、保険基盤安定繰入金として増えている5,000万円を合わせて2億円になる。

柳会長 説明への礼とほかの質疑について

[ 特に無し ]

柳会長 以上で質疑を終了する。  
平成29年度野田市国民健康保険特別会計予算状況について、事務局の説明のとおりで異議はないか。

[ 異議無し ] の声有り

柳会長 平成29年度野田市国民健康保険特別会計予算状況について了承された。次に、議題(3)野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について、を議題とする。  
事務局に説明を求める。

国保年金課長 議題(3)野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等について。  
まず、国民健康保険の賦課方式を税方式とした経緯について、徴収権の強化のために地方税法に国保税と規定をし、国内の多くの保険者が税方式に移行したこと、ただし国民健康保険は医療保険制度であり、保険制度の基本原則である相互扶助を考えれば、税方式はむしろ例外であること、そして、近年の国の動きとしては保険税を料へ移行すべきとの報告が出されていること。

次に、野田市の状況では、近隣市の収納状況と比較するとむしろ税方式を採用している団体の収納率が低い事実、特に野田市の収納率は、一番下に位置している。

また、国の考え方では、保険であることから相互扶助の基本から、保険料、保険税を出し合うことの理解を進めるには、料方式のほうが良いであろう。

また徴収権の強化を狙って地方税に規定したにもかかわらず、野田市の状況でも説明したとおり、収納率での結果が税にしたことで期待されたが、伴わないといったことが分かってきたこと、そして既に介護保険制度が料方式でスタートしていること。

こういったことを受けて国保を取り巻く環境が変わってきていることから、保険料方式に移行していくべきではないかというようなことを国の検討会では申し上げている。

次に、県からの助言については、これまで県による保険者指導、これは県内市町村に対する県の事務事業のチェック制度で、この保険者指導の時

に収納率の改善のために税を料に移行してはどうかと助言されたということ。

収納率の向上を図るには、まずは新たな滞納を生み出さないことが重要であること、滞納は年月がたてばたつほど、その整理に充てる手間が大きくなっていく。むしろ税から料に移行し、現年分に注力することで新たな滞納を生み出さないことが収納率の向上と財源の確保といった好循環を招くのではないかということ。

こうしたことから、税から料への移行を検討したい。

最後に資産割の検討で、こちらについては、平成 22 年度の税制改正の折、この運営協議会の中で様々な議論をしていただき、資産割の廃止に係る意見もあったことから、今回の見直しに合わせて資産割の廃止についても検討したい。

以上については、具体的には平成 29 年度に開催する本協議会において具体的な議論をお願いする予定ということでの御報告となる。

説明は以上

- 柳会長** 説明への礼と質疑について
- 田中委員** この税から料への変更というのは、いつぐらいを目途に考えているのか。
- 国保年金課長** 平成 30 年度に広域化が予定されており、それに合わせて税から料への変更もしていきたいと考えている。
- 遠藤委員** 最後に資産割廃止の検討ということで説明あったが、資産割に替わる何かほかの代替案はあるのか。それとも、単なる廃止ということだけなのか。
- 国保年金課長** 国民健康保険の料や税の考え方というのは、大きく分けて 2 つになる。まず、1 点目が応能割といい、被保険者の資力に応じて御負担していただく部分、それからもう一つが応益割、つまり医療保険を使うことが出来る利益を受けるといったことに対して御負担いただく部分の考え方になる。
- 今回廃止を予定している固定資産の資産割については、応能割の中の一部として捉えられている。
- 具体的に応能割についての御説明をすると、所得に応じて御負担いただく所得割、それからただ今申し上げた資産割という形になる。これを廃止した場合にどうしていくかというのは、今後の議論になると思うが、基本的には先ほど申し上げた資力に応じて御負担いただく部分と、受ける利益に対して御負担いただく部分、こちらについては地方税法の規定の中では 50 対 50 が理想、標準という規定がされている。そういったことから、パターンとしては色々なパターンを考えなくてはいけないと思うが、応能割に入っている資産割をどうするかといった流れの中では、所得割の中にその代替をさせていただくということになるかと思われる。これは今後の議論の中で様々なパターンを提案させていただこうと考えている。
- 今村副市長** 資産割は応能割の一つで、資産割を廃止すれば応能割については所得割一本になるが、今、野田市では応能割と応益割の割合が 53 対 47 という形になっている。県から示された統一保険によっても応能と応益の割合が 50 対 50 であり、この相違についてはこれから本当の議論になると思う。廃止

された資産割は所得割という形で応能割として課税するが、その応能割の割合を今の53のままいくのか、統一保険料のとおり50対50にしていくのか、税法の基本の中では、応能、応益50%になっているので、割合をどうするかは今後、委員の皆さんと話し合っていきたい。

谷口委員

料方式、税方式とあるが、他市も、もとは税だったのか。それが料方式に変わった。野田市がなぜこんなに遅れているのか、22年間なぜ税方式を通していったのか、他市が移行中なのに、野田市はなぜ税方式を引きずっていたのかというのを、御教示願いたい。

国保年金課長

具体的に申し上げますと、そもそも料から税に移行したというのが過去の歴史であり、それは徴収権の強化ということで、料よりも税が優先するという優先順位の規定で、差押さえや強力な滞納処分という権限もついているので、そういった意味で一度は日本全国が税で行くということで、料から税に移ったというのが過去の経緯であった。そうは言っても、税方式にしている、主に都市部で収納率が上がらないという現象が早くから出てきており、税から料に戻るような動きが大きな保険者、被保険者がたくさんいる地区で、主には都市部ということだが、こういったところで早くに税から料に戻る動きが出てきた。

一方、野田市はどうだったかということ、ほかの税の滞納のある方との調整、バランス、こういったものも考えた中で、なかなか料には行けないということでこれまで来たという経緯がある。ただ、税から料にというテーマについては、近隣市が料で効果が上がっている事実を、見過ごすことができないだろうということで、平成30年度の広域化に合わせて、料にすべきではないかという検討が必要だということで今回出させていただいた。なお、全国的には、未だ税方式の方が多い。

谷口委員

東葛飾支部では、たまたま税方式が2市しかないということか。

今村副市長

野田市が税方式を維持してきたのは、1つはやはり公平、公正な課税としての徴収ということで、料は2年で、税は5年という時効の関係があり、料になると2年で時効になるというのは公平、公正ではないと考え、ほかの税とも比べて国保も納税の義務のある人には相互扶助なのだからきちんと払っていただきましょうという考えでこれまで来たが、実際、市民にとっては税収が上がるということが一番の公平、公正と考えるようになった。

税収が上がるのが、一番負担が減ることなので、それを考えたときに、どちらの方がより多くの税収を確保できるかとなると、税収の確保に一番大切なのは、やはり金額が大きい現年分の徴収となる。滞納者を出さなければ、それだけ多くの方がきちんと納めていただけるということで、それが本当の意味の公平、公正な課税であるという考え方もあるのではないかとということで、整理をさせていただき、料で実質的に公平、公正な課税になると考えている。

今払っている方が、一度滞納に陥ってある程度の年数を経つと支払能力を超えてくる方もいらっしゃる。それから、納税の意欲自体が落ちてくるということもあるので、少し苦しいような方にも現年分のところできちんと頑張ってもらって相談もしてもらって、滞納に陥らないような形にするというのが税収上も保険料収入上も一番確保でき、公平、公正という観点

でも説明できるのではないかという検討をし、広域化を契機に料に変更ということを現在検討しているので、今後、具体的には来年度御相談をさせていただきたいと考えている。

柳会長

説明に対する礼。

30年度からの国保の広域化を進めていく中で、県内全域が同じ保険料率、を取るとか、被保険者が同じ利益が得られるとか、何らかの方針が県から示されているのか。

国保年金課長

基本的には県がそれぞれの県内市町村の医療費水準あるいは所得水準、こういったものを加味しながら、それぞれの市町村の保険給付に必要な納付金を割り当ててくる。そこから先は、示された納付金に対して標準保険料率というものを県が示し、各市町村はその示された標準の保険料率を参考にしながら、独自に例えば実数的な収納率などを加味しつつ、自身の保険税や料を決めていくという形になる。

国保年金課長  
補佐

追加説明をしたい。

国保年金課長  
補佐

県は、各市町村の共同運営者として、各市町村の運営を県と一緒にやっていくということで、今の体制とほとんど変わることがない。広域化になったとしても県内で統一されるわけではなく、今の状態のまま県と共同で運営していきましょうという形になる。

今村副市長

それぞれの市において今の税率も全く違うし、それを統一にするということは現実的に無理だという判断が千葉県では働いたので、統一の税率も使わないということである。

柳会長

広域化のメリットはあるのか。

今村副市長

今のところ広域化のメリットは基本的にはないと思う。やることも今と変わらないという事で、その事も踏まえて今後広域化で野田市の国保はどうするのかを考えていかなければならない。

標準の保険料率でも、県は千葉県全体で所得割と均等割で保険料の試算をしているが、実際は応益割には野田市も含めて多くの市町村が均等割の他に平等割を使用しているのに、県はそういう実情は無視して統一保険料というのを決めている。その理由についての県の回答は、国の考え方をそのまま使うということで、地方の実情を余り考えてくれないように感じる。

千葉県に関しては統一保険料は実施しないが、統一保険料実施するところもある。大阪と滋賀だったと思う。

国保年金課長  
補佐

大阪府と滋賀県は、全域で同じ保険料を使う。ただ、検討をしているという事で、決定ではない。

柳会長

行政があることをやるということは、住民にとっても行政にとってもある程度のメリットがあるはずと考える。例えば簡単に職員が5人減るとか

何か効率化できると話が出るのならば広域化のメリットと考えられるのだと思うが。

**今村副市長** 職員も減にはならないだろうと思われる。広域化について千葉県については進んでいないのではないかと思う。ただ、もう決まっていることなので、広域化は待った無しでやってくるから、税から料への変更や応能・応益割の割合についてなど、課題が多々あるので、来年度検討していきたいと考える。

**柳会長** 説明の礼。ほかの質疑について

[ 特に無し ]

**柳会長** 以上で質疑を終了する。  
議題の3、野田市国民健康保険財政運営に係る今後の見通し等については、事務局の説明のとおりで異議はないか。

[ 異議なし ]との声有り

**柳会長** 異議無しと認める。次にその他ということで、何か。

**国保年金課長** 広域化に伴う仮の標準保険料率の説明をする。  
平成30年度から始まる国保の広域化においては、新たに都道府県が財政運営の責任主体となり、国保事業に必要となる市町村ごとの納付金の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うこととされている。都道府県では、納付金を算定するとともに、市町村ごとの医療費水準や所得水準も考慮しつつ、市町村ごとの標準保険料率を計算し、公表することとされている。

平成30年度に適用する標準保険料率については、平成29年11月の試算を経て、平成30年1月に決定値が示される予定だが、この度、平成29年1月17日付で今回の仮の標準保険料率が千葉県から示された。本来であれば、県はこの標準保険料率を用いて県内市町村の比較検証などを行い、公表するということが予定されていたが、千葉県では今回はあくまでも仮の試算結果とし、現在説明も公表も県からはされていない。また、本来であれば1月に示されたこの計算結果を用いて広域化に向けた激変緩和措置等についても今後議論するとされていたが、この点についても国からの情報提供は特にないとされている。

このような中で示された数値については、県提示の野田市の現況応能・応能と野田市現状で比べると野田市現状の方が2,500円ほど高いということになっている。

いずれにしても、県は今回の数字は28年度用のあくまで仮の数字であるとしており、平成30年度の広域化の数値とは別のものと位置付けされているため、県の今後の動きを捉え、次回の会議の中でまた御報告させていただきたい。

説明は以上

**今村副市長** 現在野田市の応能、応益割は53対47となっているその数字で試算した

ものであり、また、平等割と均等割でいくのか、県と同じに均等割のみにするのかというような議論も今後、運営協議会の会議の中で話し合っていくため、固定ではないと御了解いただきたい。

**柳会長** 了承した。ほかに質疑は。  
特にないようなので、議題については以上とする。  
連絡事項について

**国保年金課長** 3点ほど報告させていただく。  
まず1点目、この運営協議会委員の任期満了について、この3月末までということになっている。2年間難しい議論にお付き合い頂き、大変感謝している。  
2点目として、国保連の表彰について御報告をさせていただく。野田市が加入する千葉県国民健康保険団体連合会の規定においては、千葉県における国民健康保険の事業運営に多年に渡り寄与した方に対する表彰規定というものがある。この度、野田市から柳委員と直井委員が、この国保連理事長表彰を受けられたので、皆様に御報告させていただく。なお、表彰状と記念品については、事務局でお預かりしているので、この会議終了後直接お渡しさせていただきたい。おめでとうございます。

〔拍手〕

3点目、次回の開催について申し上げる。  
平成29年度第1回会議として、平成29年5月ごろ開催を予定している。  
事務局からは、以上

**柳会長** 説明に対する礼  
私から、1点。国保だより2月1日号にて本協議会の委員の公募の記事があり、2月1日から2月28日までだが、現時点では何人か応募はあるのか。

**国保年金課長** お一人いらっしゃる。

**柳会長** 了解した。  
それから、この国保だよりは、回覧板の中に入っているが回覧であると市民の皆さんに見ていただけるか、すぐに次の方に回してしまうと思われる。そうすると余りPRにならないので、もっと細やかにやってもいいのではないかと思うが、いかがか。

**国保年金課長  
補佐** 国保だよりについては、全世帯に配布するとなると、国保に入っていない方のほうが多いことや経費がかかってしまうので全世帯配布は出来ないが、市のホームページからダウンロード出来るのと、国保の窓口と出張所3カ所及び支所に置いてあるので、そちらからお持ちいただきたいと思います。

**柳会長** 了解した。他にないか。

[ 発言する者無し ]

柳会長

無い様なので、以上をもって平成 28 年度第 2 回野田市国民健康保険運営協議会を終了する。  
御協力感謝する。